



公募設置等指針P10（2）公募対象公園施設の場所に示す公募対象公園施設の整備範囲に、公募対象公園施設等建築物を新築する場合の敷地（約7,430㎡）

※建築物等を新築可能な区域では無いので注意すること。
建築物等を新築可能な区域は、公募設置等指針P10（2）公募対象公園施設の場所に示す公募対象公園施設の整備範囲（約1,900㎡）。

※公募対象公園施設等建築物を新築する場合の敷地に現存する建築物は、多目的交流物産館（旧農畜産物直売所「かのな」）のみ。

※建築可能面積 = 敷地面積 × 建蔽率
7,430㎡ × 12/100（恵庭市都市公園条例） = 891.6㎡ ≒ 約900㎡

島町3丁目